

❖ お引越2週間前までにすること

Check	手続き内容	手続き場所	指定の手続き期間	備考
<input type="checkbox"/>	転出届の提出	引越元の市区町村の役所・役場の窓口	お引越前後14日間	現在の自治体とは異なる住所へ転居する場合、お引越元の役所で転出届を提出して住民票を移します。届け出が完了すると転出証明書を受け取りますので、失くさないように保管しておきましょう。 どうしても役所へ足を運ぶことができない、転居届を出さないまま引越してしまった…という場合は、郵送で転居届を提出できます。提出すると転居証明書が返されてきますが、届くまで1週間程度かかるので、早めに手続きを始めましょう。郵送用の転出届は各自治体のウェブサイトからダウンロードできるので、プリントあるとしたものに記入してください。 ※本人確認書類(運転免許証・パスポートなど)、印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	国民健康保険の資格喪失手続き	引越元の市区町村の役所・役場の窓口	お引越前後14日間	現在、国民健康保険に加入しており、現在の自治体とは異なる住所へ転居する場合、お引越元の役所で資格喪失手続きを行います。転出届を提出するタイミングで行いましょう。 ※国民健康保険証、本人確認書類、印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	印鑑登録の抹消	引越元の市区町村の役所・役場の窓口		お引越元の役所に実印の印鑑登録がある場合、登録を廃止する手続きをしておきます。転出届を提出するタイミングで行いましょう。新居で行うその他の手続きや契約で用いることが多いため、忘れずに済ませておきましょう。 ※本人確認書類、印鑑、印鑑登録証が必要です。
<input type="checkbox"/>	原付バイクの住所変更手続き	引越元の市区町村の役所・役場の窓口	(転居先での登録：お引越後15日以内)	同一市区町村内でお引越の場合、転居届を提出すると自動的に住所変更が行われるため、特に手続きは必要ありません。他の市区町村へお引越する場合、お引越元の役所でナンバープレートを返却し、廃車申告書をもろう手続きを行います。ナンバープレートを返納すると、廃車申告書を受け取りますので、失くさないように保管しておきましょう。 ※廃車申告書を提出し、ナンバープレートを返納した時点で、その車両の運転はできなくなります。転居先の役所によっては返納と登録が同時にできるところもあるため、あらかじめ問い合わせておきましょう。 ※身分証、印鑑、標識交付証明書、ナンバープレートが必要です。
<input type="checkbox"/>	児童手当の住所変更手続き	引越先の市区町村の役所・役場の窓口	お引越後15日以内	同一市区町村内でお引越の場合、特に手続きは必要ありません。他の市区町村へお引越する場合、お引越元の役所で児童手当受給事由消滅届を提出し、所得課税証明書を発行してもらいましょう。 ※印鑑が必要です。
<input type="checkbox"/>	郵便物転送の手続き	郵便局の窓口		郵便局の窓口にある転送届に必要な事項を記入して投函またはインターネットで転送の手続きを行いましょう。手続きが有効になるまで1週間程度かかる場合があるため、早めに届け出をしておきましょう。 ※本人確認書類が必要です。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き【電気】	契約している電力会社		電話またはインターネットから電力会社に連絡して、使用停止の申し込みをしましょう。現在利用している電力会社の管轄エリアである場合は、転居先での使用開始手続きも合わせて行うことも可能です。電気の使用停止・開始には立ち会いが必要ありません。退去する月の使用料は日割り計算されます。退去当日は万が一の事故に備えて、電気のブレーカーは下ろすようにしましょう。 ※氏名・お引越先の住所・停止日・お客様番号などを伝えられるように、領収書や検針票を用意しておくといでしょう。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き【ガス】	契約しているガス会社		電話またはインターネットからガス会社に連絡して、使用停止・開始の申し込みをしましょう。現在利用しているガス会社の管轄エリアである場合は、転居先での使用開始手続きも合わせて行うことも可能です。基本的にガスの閉栓に立ち会いが必要ありません。※オートロックの建物など、ガスメーターがある場所まで担当者が立ち入りできない場合は立ち会いが必要になります。 ※氏名・お引越先の住所・停止日・お客様番号などを伝えられるように、領収書や検針票を用意しておくといでしょう。
<input type="checkbox"/>	ライフラインの手続き【水道】	管轄の水道局		電話またはインターネットから水道局に連絡して、使用停止の申し込みをしましょう。現在利用している水道局の管轄エリアである場合は、転居先での使用開始手続きも合わせて行うことも可能です。水道の使用停止・開始には立ち会いが必要ありません。 ※氏名・お引越先の住所・停止日・お客様番号などを伝えられるように、領収書や検針票を用意しておくといでしょう。
<input type="checkbox"/>	携帯電話の住所変更手続き			携帯電話会社の店舗で直接行うか、電話やインターネットなどで手続きを行いましょう。請求書など、重要な書類が日居に間違っく届くのを防ぎましょう。
<input type="checkbox"/>	定期購読サービスの住所変更			新聞・食料宅配サービスなど、定期的に購入しているものがないか確認し、早めに連絡しておきましょう。
<input type="checkbox"/>	粗大ゴミの処分			お住いの自治体によって異なりますが、粗大ゴミは自治体への申し込みと手数料の支払いが必要となります。各市区町村の窓口に電話またはインターネットで申込みし、引取りの予約をしましょう。
<input type="checkbox"/>	家電製品・パソコンの処分			エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、原則購入した店舗に処分を依頼しましょう。
<input type="checkbox"/>	新居家財配置図の作成			「荷造りについて」を参考に、新居の間取り図・部屋名・家具家電の設置場所を書き、お引越当日に作業責任者に渡しましょう。